別表四の二付表の記載要領第五号を次のように改める。

５　「減算」の空欄の記載に当たつては、次によること。

⑴　各連結法人が費用又は損失として経理しなかつた金額で当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの及び各連結法人が収益として経理した金額で当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入されないもの等についてその名称及び金額を記載すること（⑵に該当する場合を除く。）。

⑵　租税特別措置法第68条の98第６項から第９項までの規定の適用を受ける場合には、これらの規定に規定する特別勘定の金額を取り崩した金額で各連結法人が収益として経理したものを記載すること。

別表六㈠の表中

公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配並びに特定目的信託の社債的受益権の金銭の分配	公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配並びに特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剰余金の配当
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）	剰余金の配当（特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係るものを除く。）、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）

を

剰余金の配当、利益の配当（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）を除く。）の収益の分配

に、

配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）、集団投資信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）又は割引債の償還差益に係る控除を受ける所得税額の計算	剰余金の配当（特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係るものを除く。）の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）、集団投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託を除く。）を除く。）の収益の分配又は割引債の償還差益に係る控除を受ける所得税額の計算

を

配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）、集団投資信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）又は割引債の償還差益に係る控除を受ける所得税額の計算

に改め、同表の記載要領第一一号及び第一二号中「「公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配並びに特定目的信託の社債的受益権の金銭の分配　⑴」」を「「公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配並びに特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剰余金の配当　⑴」」に改める。

別表六㈡の表中

所得金額又は欠損金額（別表四「47の①」）

を

所得金額又は欠損金額（別表四「48の①」）

に改め、同表の記載要領第一一号中「「所得金額又は欠損金額（別表四「47の①」）　⑶」」を「「所得金額又は欠損金額（別表四「48の①」）　⑶」」に改める。

別表六㈡の二の表中

合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配

を

合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配並びに特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剰余金の配当

に改め、同表の記載要領第一一号中「「合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配　⑴」」を「「合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配並びに特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剰余金の配当　⑴」」に改める。

別表六㈣の表を次のように改める。